意見募集案件	北広島市景観計画（案）
担当課	企画部都市計画課 電話 011-372-3311　内 3624

意見募集期間	令和 8 年 7 月 1 日（水） から 令和 8 年 7 月 30 日（木） まで
原案の公表場所（閲覧・配布）	◇市役所（都市計画課）及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館（本館）、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター（夢プラザ） ◇市ホームページ、広報北広島 7 月 1 日号（概要のみ）
意見の提出方法・提出先	・書面（様式自由）による提出 ・オンラインによる提出（市ホームページから提出） ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと ※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。 ※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。（通勤・通学等）
	企画部都市計画課 郵便番号 061-1192 （住所不要） 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス： toshik@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表予定時期	令和 8 年 8 月頃 ※提出意見（提出がなかった場合は、その旨）、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	（1） 案を作成した趣旨、目的、理由 自然と創造が調和した豊かな都市景観の形成に向け、景観の形成のための方針や施策、景観法の施行等に関し必要な事項を定めるものです。 （2） その案件の決定内容（案）の骨子（概要） 別紙「北広島市景観計画（案）パブリックコメント（意見募集）」のとおり （3） その案の根拠となる法令の規定 景観法、景観法施行令、景観法施行規則、北広島市景観条例、北広島市景観条例施行規則 （4） 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響（検討の論点等） 景観法に基づく届出のルールが、北海道の基準から市独自の基準に変更になります。そのほか、市民の皆様が行う景観づくり活動を支援する仕組みを作ります。
対象となる政策等の原案	別紙「北広島市景観計画（案）」のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 令和 9 年 1 月から施行予定